

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮崎県

2 構造改革特別区域の名称

元気みやざきフレッシュIT人材特区

3 構造改革特別区域の範囲

宮崎県の全域

4 構造改革特別区域の特性

宮崎県は、九州東南部に位置し、温暖・快適な気候風土を活かした農林水産業や観光業などを中心とした産業構造を有している。本県経済に占める割合は、平成15年度の経済活動別総生産構成比で見ると、第3次産業が76.3%（全国平均75.5%）と高く、以下、第2次産業が21.5%（同27.7%）、第1次産業が5.1%（同1.3%）となっており、全国平均に比べると第一次産業の割合が高く、第二次産業が低いといった特徴を有している。また、総事業所数のうち99%以上を中小企業が占め、県内総生産も平成12年度をピークに伸び悩みを見せている。

本県経済を取り巻く状況は、長引く不況に加えて、消費者ニーズの多様化や経済の高度化・グローバル化が進展する中、中国などアジア諸国の工業化等に伴う安価な輸入品の増加、原油価格の高騰等、地域経済を支える産業も国際間、地域間の厳しい競争におかれている。また、首都圏等の大都市圏から離れているため地理的なハンディに悩まされており、陸・海・空の高速交通網の整備もまだ十分とは言えず、本県地域産業の振興にとって大きな課題となっている。

こうした中、近年の情報通信技術の発達は、本県の地理的ハンディを克服するとともに、企業のより戦略的・効率的な経営を可能にし、本県地域産業の競争力の強化に大きく寄与するものと期待されている。このため、県では、県内の全市町村を光ファイバー網で結ぶ大規模高速ネットワーク「宮崎情報ハイウェイ21」を整備し、情報通信の基盤づくりを行うとともに、企業誘致や「みやざき産業クラスター形成推進事業」などを推進し、ITによる地域づくりを進めてきたところである。この結果、近年は、世界的IT企業のカスタマーセンターが宮崎市に進出するなど、IT関連企業の集積も着実に進んできているところである。

また、平成17年3月、本県のあるべき姿（平成26年度目標）の実現に向けて、宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」（平成17年度から平成21年度までの5

年間)を策定したところであるが、この中で、「国際化・情報化に対応した人材の確保・育成」について、「本県のような産業において、海外取引やITに関する豊かな知識を有する人材に溢れ、国際感覚やITを活用した積極的・効果的な活力ある経営が営まれる社会」をあるべき姿と位置付け、その実現を目指して取り組むこととしたところである。

宮崎県総合長期計画「元気みやざき創造計画」が目指す社会を実現し、今後さらに本県産業の情報化とIT関連企業の誘致・集積を進めていくためには、実社会で即戦力となるIT人材を幅広く育成することが求められており、特に、基礎的なITや情報セキュリティ等の知識・スキルを身につけた若年IT人材の確保など、その裾野の一層の拡大が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

急速な情報通信技術の発達により、今や、ITは県民の社会生活や経済活動のすみずみにまで浸透している。この状況は、今後さらに進展していくことが予想され、情報通信技術の変化に迅速かつ柔軟に対応する人材は、情報通信産業ばかりではなく、あらゆる産業分野においてより一層不可欠な存在になってくる。

基本情報技術者は、情報技術全般に関する基礎的な知識を活用し、情報システム開発においてプログラムの設計・開発を行うなど、システム開発・運用する上でなくてはならない最も基本となる資格である。

また、初級システムアドミニストレータは、企業内のシステム管理者の能力を認定する国家資格の一つで、企業内システムの利用者の立場から、より円滑に会社のIT化を進めてゆく重要な役割を担っている。

本計画の実施により、本県全域における、情報システムを開発する側と利用する側双方の幅広い産業分野においてIT人材の裾野が広がり、これからの大きな社会変化に対応しうるIT人材、中でも若年IT人材の育成・確保が図られることが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、ITによる県内産業の情報化やIT関連企業の誘致・集積を図るため、その基盤となるIT人材、特に若年IT人材の育成・確保を目指すものである。

本県における過去3年間(平均)の基本情報技術者試験の状況は、受験者数が946名と全国160,227名の0.6%となっており、受験者数における社会人、学生(大学院、大学、短大、高専、高校、専修学校等)の割合は、社会人19.6%(全国58.7%)、学生80.4%(同41.3%)と学生の比率が高くなっている。中でも高校生の比率が全体の57.9%(全国3.6%)と著しく高く、高校生が本県の受験者数を押し上げていることがわかる。(表1参照)

また、合格率は7.7%（全国平均15.7%）と全国平均を下回っており、社会人と学生の比較では、全国平均では社会人14.6%、学生17.3%とやや学生が高いのに対し、本県の場合は社会人13.7%、学生6.2%と学生が低く、中でも高校生は4.6%とさらに低くなっている。

しかし、このことは必ずしも本県の高校生の受験者の質が低いことを意味するものではなく、全国の高校生に占める本県高校生の割合は受験者数で9.6%、合格者数で4.6%と非常に高くなっており、県内の各高等学校が情報技術者育成に向けて入学後の早い段階からこれらの試験に積極的に挑戦をさせていることを反映している。

同様に初級システムアドミニストレータ試験について見てみると、受験者数は635名と全国144,706名の0.4%であり、社会人と学生の割合は、社会人52.6%（全国63.0%）、学生47.4%（同37.0%）とやはり学生の割合が高い。高校生の比率は全体の27.4%（全国7.1%）と高く、基本情報技術者試験ほど顕著ではないものの県全体の受験者数を押し上げている。

合格率は20.8%（全国平均28.1%）と全国平均を下回っており、社会人と学生の比較では、社会人24.8%（全国平均30.7%）、学生16.3%（同23.8%）と本県、全国ともに社会人の方が高くなっている。また、高校生については13.0%と本県や全国の学生平均よりは低いものの全国の高校生平均とほぼ同じであり、全国の高校生に占める本県高校生の割合は受験者数、合格者数ともに1.7%と高く、本県高校生の健闘の跡が見える。

表1 過去3年間（H15-17）の情報処理技術者試験の実績（平均）

区 分		学 生					
					（うち高校生）		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
基本情報技術者試験	宮崎県	761	47	6.2%	548	25	4.6%
	全 国	66,184	11,453	17.3%	5,736	543	9.5%
初級システムアドミニストレータ試験	宮崎県	301	49	16.3%	174	23	13.0%
	全 国	53,597	12,735	23.8%	10,343	1,358	13.1%

※ 受験者及び合格者の平均は小数点以下を四捨五入

社会人			合 計		
受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
185	25	13.7%	946	73	7.7%
94,044	13,736	14.6%	160,227	25,189	15.7%
334	83	24.8%	635	132	20.8%
91,109	27,971	30.7%	144,706	40,706	28.1%

本計画の目標は、このような高校生を始めとする情報技術者を目指す若者の挑戦を支援することにより、本県学生の受験者数の増加と合格率の向上を図り、もって本県学生の合格者の増加を図ることとする。具体的な目標値は下記表2のとおりとする。

表2 目標値（宮崎県：学生）

区 分	現 状 平成15-17年度 の平均値			目 標 値 平成19年度		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
基本情報技術者試験	761	47	6.2%	837	78	9.3%
初級システムアドミニ ストレータ試験	301	49	16.3%	331	81	24.5%

※ 受験者数を10%増、合格率を50%増として目標値を算定

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を実施することにより、以下のような経済的社会的効果が期待できる。

(1) ITの活用による地域産業の活性化

社会経済活動が多様化・高度化し、消費者のニーズも大きく変化する中、新たな産業の創出や産業分野の枠を超えた産業連携を図るためには、実戦力を備えたIT人材が不可欠であり、今後は、情報通信産業や製造業だけではなく、農林水産業やサービス業、さらには福祉や教育など公的サービス分野等においても、これまで以上にITの活用が求められてくる。

本計画の実施により、このような様々な分野にIT人材を供給し、IT活用環境が整備されることは、企業等のより戦略的・効率的な経営を可能とし、国内のみならずアジア諸国との競争にさらされる本県企業等の競争力の強化が図られ、本県地域産業の一層の活性化を図ることができる。

(2) IT関連企業の誘致・集積

IT関連企業の誘致・集積を図り、新たな雇用を創出するためには、企業誘致は大変効果的である。本県の企業誘致は平成12年度以降順調に増加してきており、平成16年度には33件と過去最高となっている。このうち、11件は情報サービス業であり、近年はIT関連企業の進出が増加してきている。

しかし、企業誘致における国際間、地域間の競争は年々激化してきており、今後、他地域との差別化を図り、さらに本県への誘致を進めるためには、地元における優秀なIT人材の確保がこれまで以上に重要となる。

本計画の実施により本県 I T 人材の裾野が広がり、優秀な若年 I T 人材が育成されることは、I T 関連企業のさらなる誘致・集積に大きく貢献するものである。

(3) 若年者の雇用の確保と I T 人材の集積

基本情報技術者と初級システムアドミニストレータはいずれも情報処理に関する入門的な資格となっている。しかし、I T の利活用にあたり背景として知るべき原理や基礎となる技能についての幅広い知識が求められるため、大学生や高校生などの在学中の資格取得は容易ではなく、難易度の高い試験である。

このため、在学中にこれらの資格を取得した者は就職や進学において大変有利となり、企業在職者に対しても、これらの資格取得を当該在籍企業から強く望まれている。

また、情報セキュリティの知識を身につけた人材は、厳しい情報保守が求められるこれからの「高信頼性社会」の構築に不可欠な存在となってくる。

本計画の実施により高校生や大学生等の在学中の資格取得を支援することは、若年者の雇用の確保とこれからの社会が必要とする I T 人材の集積に大きく貢献するものである。

8 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【 I T 人材の育成】

○ 高度 I T 人材養成確保事業（平成 1 6 年度～）

本県産業の情報化の推進と I T 企業の誘致・集積の促進を図るため、企業在職者や就職希望者等を対象に高度な I T 研修を実施し、本県における高度 I T 人材の育成・確保を図る。

○ 情報関連人材育成事業（平成 1 7 年度～）

コールセンターの誘致と未就職者等の雇用の促進を図るため、コールセンター人材育成研修を実施し、コールセンターに必要な人材の育成・確保を図る。

○ 地域提案型雇用創造促進事業（平成17年度～）

宮崎市、宮崎郡及び東諸県郡内の市町と経済団体等で構成する「宮崎東諸県地域 I T 関連産業雇用促進協議会」が実施主体となり、本地域の I T 関連産業の発展・育成を図るために必要となっている中核的な担い手となる高度な技術を有する人材を育成・誘致するとともに、I T 関連産業の新規創業等の促進による産業全体を下支えする基盤の充実、既存産業や誘致企業等の要請に応えうる質の高い労働力の確保と安定的な供給を目的とした取組みを行う。また、地域産業全体の雇用情勢の安定化と人材の確保を図るため、求職者等への就職支援の取組みも併せて行う。

【情報通信基盤の整備】

○ 宮崎情報ハイウェイ 21（平成14年8月開通）

県内8ヶ所のアクセスポイントを拠点として、県と県内全市町村すべてを光ファイバーで結ぶ超高速ネットワークを整備。(アクセスポイント間の幹線部分2.4Gbps)

○ 宮崎情報ハイウェイ 21 利活用促進事業（平成15年度～）

宮崎情報ハイウェイ 21 等を利用した民間活用モデル事業等を実施し、本県の情報通信産業や地域経済の活性化、ひいては高度情報化社会に対応した県民生活の向上を図る。

【I T 関連企業の集積】

○ 企業立地促進補助金（平成7年度～）

地域経済の振興と雇用の拡大並びに本県産業構造の高度化を図るため、誘致企業の工場建設等の初期投資、新規雇用、情報サービス業の専用通信回線使用料等を補助することにより、企業立地を促進する。

○ みやざき産業クラスター形成推進事業（平成15年度～）

みやざき産業クラスターの創出を図るため、産業集積を目指しているバイオ分野と I T 分野に関する産学公の共同研究を重点的に支援することにより、新技術による新製品開発や新規創業を促進する。

別 紙 1

1 特定事業の名称

番号 1131(1143)

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する
講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎県立 小林商業高等学校

宮崎県立 西都商業高等学校

宮崎県立 延岡工業高等学校

宮崎県立 富島高等学校

学校法人 宮崎日本大学高等学校

学校法人向洋学園 宮崎マルチメディア専門学校

学校法人日章学園 宮崎ユニバーサル・カレッジ

学校法人宮崎総合学園 宮崎情報ビジネス専門学校

学校法人都城コア学園 都城コンピュータ・福祉医療専門学校

株式会社宮崎県ソフトウェアセンター

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

1. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-01コース)	別添1-1のとおり
2. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-02コース)	別添1-2のとおり
3. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-03コース)	別添1-3のとおり
4. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-04コース)	別添1-4のとおり
5. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-05コース)	別添1-5のとおり
6. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-06コース)	別添1-6のとおり
7. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-07コース)	別添1-7のとおり
8. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-08コース)	別添1-8のとおり
9. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-09コース)	別添1-9のとおり
10. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-10コース)	別添1-10のとおり
11. 初級システムアドミニストレータ講座(AD-11コース)	別添1-11のとおり

※ 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る講座毎に設定されている出席率（AD-01～11コース）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。
- 宮崎ユニバーサル・カレッジにおいて平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎ユニバーサル・カレッジの講座（「コンピュータシステム」）を履修した者については、AD-07補コース（別添1－7補）で定める補修講座を受けることにより、初級システムアドミニストレータ講座（AD-07コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。
- 宮崎情報ビジネス専門学校において平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎情報ビジネス専門学校の講座（「EUC」「システム運用」「情報化とセキュリティ」）を履修した者については、初級システムアドミニストレータ講座（AD-08コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。
- 修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする
- 修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認められた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。

別 紙 2

1 特定事業の名称

番号 1132(1144)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

宮崎県立 佐土原高等学校

宮崎県立 宮崎商業高等学校

宮崎県立 都城工業高等学校

宮崎県立 西都商業高等学校

宮崎県立 延岡工業高等学校

宮崎県立 富島高等学校

学校法人向洋学園 宮崎マルチメディア専門学校

学校法人日章学園 宮崎ユニバーサル・カレッジ

学校法人宮崎総合学園 宮崎情報ビジネス専門学校

学校法人都城コア学園 都城コンピュータ・福祉医療専門学校

株式会社宮崎県ソフトウェアセンター

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

1. 基本情報技術者講座(FE-01コース)	別添2-1のとおり
2. 基本情報技術者講座(FE-02コース)	別添2-2のとおり
3. 基本情報技術者講座(FE-03コース)	別添2-3のとおり
4. 基本情報技術者講座(FE-04コース)	別添2-4のとおり
5. 基本情報技術者講座(FE-05コース)	別添2-5のとおり
6. 基本情報技術者講座(FE-06コース)	別添2-6のとおり
7. 基本情報技術者講座(FE-07コース)	別添2-7のとおり
8. 基本情報技術者講座(FE-08コース)	別添2-8のとおり
9. 基本情報技術者講座(FE-09コース)	別添2-9のとおり
10. 基本情報技術者講座(FE-10コース)	別添2-10のとおり
11. 基本情報技術者講座(FE-11コース)	別添2-11のとおり
12. 基本情報技術者講座(FE-12コース)	別添2-12のとおり
13. 基本情報技術者講座(FE-13コース)	別添2-13のとおり
14. 基本情報技術者講座(FE-14コース)	別添2-14のとおり
15. 基本情報技術者講座(FE-15コース)	別添2-15のとおり

※ 認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

- 当該認定に係る講座毎に設定されている出席率（FE-01～15コース）をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。
- 宮崎ユニバーサル・カレッジにおいて平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎ユニバーサル・カレッジの講座（「コンピュータシステム」「アルゴリズム」「ネットワーク技術」「データベース」）を履修した者については、FE-11補（別添2-1 1 補）コースで定める補修講座を受けることにより、基本情報技術者講座（FE-11コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。
- 宮崎情報ビジネス専門学校において平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎情報ビジネス専門学校の講座（「コンピュータ概論」「システム開発」「アルゴリズム」「ネットワーク」「データベース」「情報化社会」）を履修した者については、基本情報技術者講座（FE-12コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。
- 修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする
- 修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から一年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第一号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第二号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、時代のニーズに即応した人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を図るものである。

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。